■ 西尾市行政改革第2次実行計画(第10号)■

平成12年2月21日決定

市民サービスの向上について(その1)

	事業名(担当課)	今後の方針 (要旨)	実施時期
1	市役所に簡易型エスカレー	1 簡易型エスカレーターは設置しない。	平成 12 年度
	ターを設置	2 多数の市民が集まる会議等には、大会議室は	
	(総務課、各課)	使用しないこととし、エレベーターが設置され	
		ている施設を利用する。	
2	市役所 1 階のローカウンタ	1 一階の一部をローカウンター化する。	平成 12 年度
	一化	2 新庁舎は基本的にローカウンターとする。	
	(総務課)		
3	来庁者用ベビーカーの設置	ベビーカーを 3 台程度、1 階に設置する。	平成 12 年度
	(総務課)		
4	さわやか行政サービス運動	1 「さわやか行政サービス運動」に取り組む。	平成 12 年度
	(人事秘書課)	2 職員の「接遇改善計画」を策定する。	
5	空調機(冷房)の臨機応変な	1 運転の基準を1階にして、時期は限定しない。	平成 12 年度
	運転	2 冷房は一元管理であるため、2,3 階の各課につ	
	(総務課)	いては、所属長が運転するかどうか決める。	
6	地域情報化の推進	1 地域情報化計画を策定する。	平成 12 年度
	(情報課)	2 IC カードに付加価値を持たせるよう検討する。	
		3 ケーブルテレビ加入の促進策を検討する。	
		4 行政情報化を促進する。	
7	申請業務の簡素化	1 証明書の添付が省略できるものは省略する。	平成 12 年度
	(各課)	2 省略できないものは、担当課が要件を満たすよ	
		うな発行申請書を渡すなど、丁寧な指導をする。	
8	市民サービスガイドブック	1 ガイドブックを作成する。	平成 12 年度以降
	の作成	2 各課で啓発に努めている内容はガイドブック1	
	(情報課)	冊に集約する。	